第十八条の十二第二項第二号中「国内において」を「恒久的施設を通じて」に改め、同条第三項中「第二号に掲げる者」を「国内に住所を有しない個人」に改め、同項第一号中「国内に住所を有する個人」の下に「（第三号に掲げる者を除く。）」を加え、同号ハ中「。次項第一号」を「。次項第二号」に改め、「。次号ロにおいて同じ」を削り、「で次項第一号及び第二号」に改め、同項第二号中「国内に住所を有しない個人」の下に「（次号に掲げる者を除く。）」を加え、同号イを次のように改める。

イ　個人番号を有しない個人　住所等確認書類（次項第一号及び第二号に掲げる書類を除く。ロにおいて同じ。）

第十八条の十二第三項第二号ロ中「イ⑴又は⑵に掲げるいずれかの書類」を「住所等確認書類」に改め、同項に次の一号を加える。

三　番号既告知者　住所等確認書類（国内に住所を有しない個人にあつては、次項第一号及び第二号に掲げる書類を除く。）

第十八条の十二第四項中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号を第二号とし、第一号として次の一号を加える。

一　前項第一号イに掲げる個人番号カード

第十八条の十二第五項中「の送信」を「次項において「署名用電子証明書等」という。）の送信」に改め、同条第六項中「を、その」を「又は前項の帳簿を、これらの」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　金融商品取引業者等の営業所の長が施行令第二十五条の十の三第五項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　施行令第二十五条の十の三第二項に規定する書類の提示又は署名用電子証明書等の送信をした個人の氏名、住所及び個人番号

二　当該提示又は送信を受けた年月日及び当該提示を受けた書類の名称又は署名用電子証明書等の送信を受けた旨

三　その他参考となるべき事項

第十八条の十二の二第一項第一号中「第十八条の十三の四及び」を削る。

第十八条の十三第三項を次のように改める。

3　施行令第二十五条の十の五第二項第三号に規定する財務省令で定める書類は、同号の居住者の次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一　当該居住者が所得税法第百五十一条の二第一項の規定の適用を受けた場合　同項の規定により提出した修正申告書の写し（当該修正申告書の提出後に、当該居住者が再び修正申告書を提出し、又は国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正（更正の請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項において「更正」という。）があつた場合には、当該居住者の価額証明書類（次に掲げる書類で所得税法第六十条の二第一項の規定の適用に係る同項各号に定める金額を証する書類をいう。以下この項において同じ。）

イ　再び提出した当該修正申告書の写し

ロ　当該更正に係る次に掲げる書類

⑴　国税通則法第二十八条第一項に規定する更正通知書（当該更正が更正の請求に基づくものである場合には、当該更正通知書又はその写し及び当該更正通知書に係る更正請求書の写し。次号において「更正通知書等」という。）

⑵　国税通則法第八十四条第七項の再調査決定書、同法第百一条第一項の裁決書若しくは確定判決の判決書若しくは調書又はこれらの書類の写し

二　当該居住者が所得税法第百五十三条の二第一項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受けた場合　同条第一項の規定による更正の請求に基づく更正に係る更正通知書等又はその写し（当該更正の請求に基づく更正後に、当該居住者が修正申告書を提出し、又は更正があつた場合には、当該居住者の価額証明書類）

三　当該居住者が所得税法第百五十一条の二第一項又は第百五十三条の二第一項の規定の適用を受けなかつた場合　当該居住者の施行令第二十五条の十の五第二項第三号に規定する出国の日の属する年分の所得税に係る確定申告書の写し又は国税通則法第二十八条第一項に規定する決定通知書若しくはその写し（当該確定申告書の提出又は同法第二十五条の規定による決定の後に、当該居住者が修正申告書を提出し、又は更正があつた場合には、当該居住者の価額証明書類）

第十八条の十三の四第二項中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改め、同条第三項中「第十八条の十三第三項に規定する更正の請求書の写し及び更正通知書又はその写し」を「第十八条の十三第三項各号に定める書類」に改める。

第十八条の十三の五第二項第十一号中「特定口座に係る」の下に「源泉徴収選択口座内配当等につき、法第八条の四第二項に規定する特定上場株式等の配当等（配当所得に該当するものに限る。）と当該特定上場株式等の配当等以外の同条第一項に規定する上場株式等の配当等の別に、」を加える。

第十八条の十四の二第二項第二号中「第十八条の十五第九項第五号」を「第十八条の十五第八項第五号」に改め、同条第七項第三号中「並びに同項第十号」を「、同項第九号の規定により読み替えて適用される同法第百五十三条の二第一項第二号並びに施行令第二十五条の十一の二第十九項第十一号」に改める。

第十八条の十五第四項第二号を削り、同項第三号中「第三十七条の十三第一項第五号」を「第三十七条の十三第一項第四号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第五項第五号中「第九項第一号ロ」を「第八項第一号ロ」に改め、同条第八項を削り、同条第九項第一号イ中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同号ハ⑴中「第七項各号」を「前項各号」に改め、同号ハ⑵中「第七項第二号」を「前項第二号」に改め、同号ニを削り、同号ホ中「第三十七条の十三第一項第五号」を「第三十七条の十三第一項第四号」に改め、同号ホ⑵中「第四項第三号」を「第四項第二号」に改め、同号ホを同号ニとし、同項第二号中「から第五号まで」を「又は第四号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とする。

第十八条の十五の二第一項第一号及び第三項第三号中「前条第九項第一号から第四号まで」を「前条第八項第一号から第四号まで」に改め、同条第九項第三号中「並びに同項第十号」を「、同項第九号の規定により読み替えて適用される同法第百五十三条の二第一項第二号並びに施行令第二十五条の十二の二第二十三項第十一号」に改める。

第十八条の十五の三第二項第一号中「第九項」を「第十一項第二号及び第五号」に改め、「個人番号」の下に「（第十四項において準用する施行令第二十五条の十三第十三項の規定に該当する者にあつては、氏名、生年月日及び住所）」を加え、同条第五項中「次に掲げる事項」を「次の各号に掲げる非課税適用確認書（同項第三号に規定する非課税適用確認書をいう。以下この条から第十八条の十五の五まで、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める事項」に改め、同項各号を次のように改める。

一　法第三十七条の十四第五項第三号イに掲げる期間の非課税適用確認書　次に掲げる事項

イ　当該非課税適用確認書に係る法第三十七条の十四第六項第一号の申請書の提出（同項に規定する提出をいう。以下この号において同じ。）をした者（ロにおいて「申請者」という。）の氏名及び生年月日

ロ　当該申請者の法第三十七条の十四第五項第三号に規定する基準日（以下この条及び第十八条の十五の九において「基準日」という。）及び当該基準日における国内の住所

ハ　法第三十七条の十四第五項第三号に規定する勘定設定期間（以下この条、次条第一項第二号及び第十八条の十五の八第一項第三号において「勘定設定期間」という。）として法第三十七条の十四第五項第三号イに掲げる期間

ニ　法第三十七条の十四第十項の所轄税務署長が当該非課税適用確認書を作成した年月日

ホ　整理番号

ヘ　その他参考となるべき事項